

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 103

’97 9

CONTENTS

I. アメリカにおける財政政策 1
II. 建設関連産業の動向 -金融- 17
III. 労働党政権誕生(英国) 20
IV. 米国事務所から 23

——アメリカの建設業下請会社が失望するミラー法——



財團
法人 建設経済研究所

RICE

〒105 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号

住友新虎ノ門ビル7F

TEL 03-3433-5011

FAX 03-3433-5239

保存用

I. アメリカにおける財政政策

現在の我が国では歳出見直し論が高まっており、来年度の公共事業費7%削減、公共投資基本計画の3年延長などの具体的な政策目標も定められ、建設業界に大きな影響を与えていた。

財政再建は欧米先進諸国の趨勢であることは確かである。しかし、財政再建の取り組み方は各国の経済事情・政治事情によって差違があるはずである。また、財政再建はそれのみが目標なのではなく、各国の将来に向けた経済発展の布石であるとの認識も必要であろう。従って、我が国における財政再建の方向性を考えていく上で、諸外国の政策とその結果のみを評価の対象とすることでは不十分であると思われる。政策のバックボーンとなる経済事情・政治事情を考察し、各国が長期的な経済展望の中で財政再建をどのように位置づけてるかを探り出すことが、より重要な問題なのである。

本論は、長期間にわたって財政再建政策を取り続けているアメリカを取り上げるものである。財政再建を必要としたアメリカの経済問題と、数々の財政立法を生みだした背景となるアメリカの政治システムについて検討し、諸政権がとった財政再建政策とその成果について検証を行うこととする。

第1部 アメリカ経済の構造的問題

1. アメリカの財政再建の背景

1980年代、レーガン政権が「新自由主義」をかけて財政再建に取り組むにいたったアメリカの経済状況は、オイルショック後の高インフレと長期にわたる景気の停滞に悩んでいた。レーガン政権はインフレ抑制と景気回復を目指して「小さな政府」による民間活力の再活性化政策を打ち出していくのである。

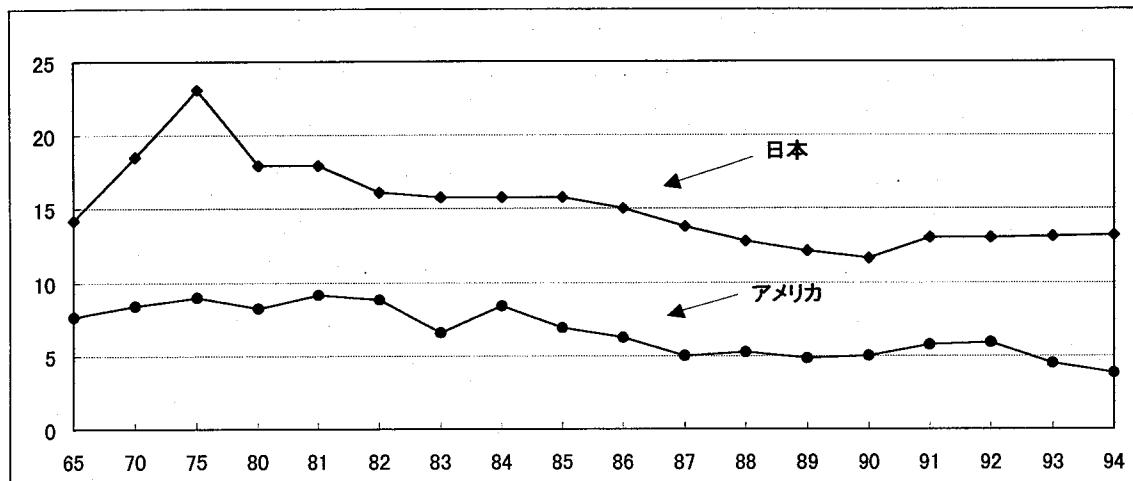
しかし、アメリカはより大きな構造的問題を抱えていたのである。それは、アメリカ経済全体として貯蓄率が低下している中で、政府部门が多額の赤字を続けていたために、国全体として貯蓄不足となり、その結果、対外債務が増大しているという問題である。この「財政赤字」と「経常収支赤字」の連動的拡大に歯止めをかけるには財政再建が最優先の課題であったのである。また、国内的に見ても、州・地方政府には財政均衡が規定されているのが通常であり、実際にも、州・地方政府の財政は黒字化していたのであるから、アメリカの財政再建の問題は、連邦政府にその政策転換をつきつけることとなったのである。

このようなアメリカ経済の構造的問題は現在も続いている、最近の大統領経済報告も、財政再建の主目的を、貯蓄の増加によって投資を増加させることであると記している。

2. アメリカの貯蓄・投資の実際

アメリカの民間部門の貯蓄率の低さという構造的な問題をデータにより検証してみよう。家計貯蓄率で見た場合、日本が13.2%（1994年）であるのに対し、アメリカは3.8%（同）と極端に低く、趨勢としても短期的な回復はあるものの1984年以降下降が続いている。（図表1）。

（図表1）日本とアメリカの家計貯蓄率（%）

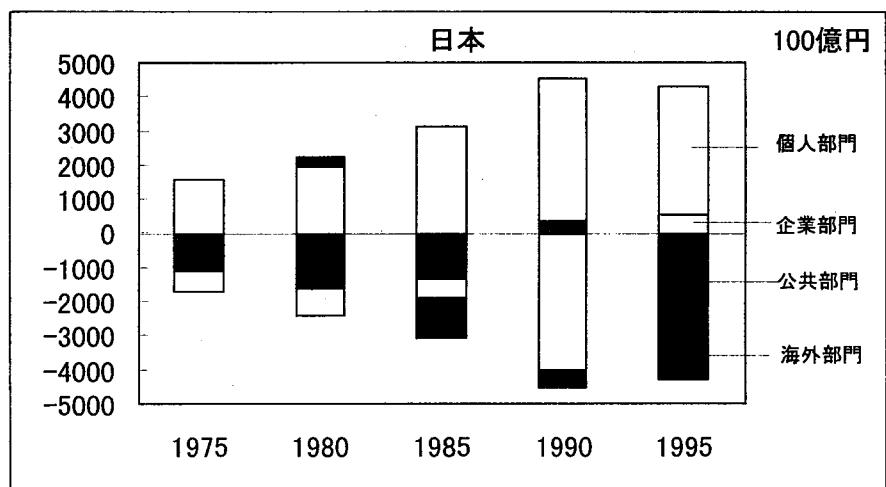
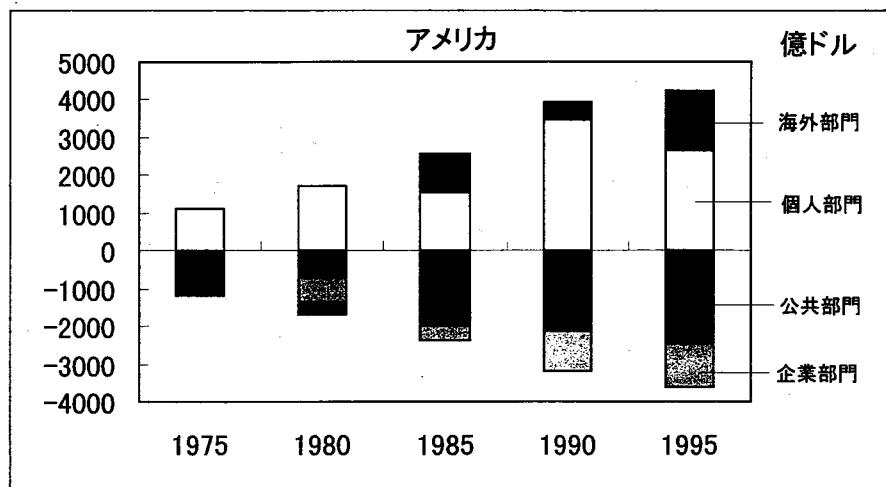


資料) 日本銀行 国際比較統計

貯蓄が少ない国家のマクロ的経済運営は、投資抑制するか、それとも海外から資金を流入させるかの選択に迫られるが、投資を抑制すると経済全体が縮小し現在の生活水準を維持することが困難となるため、海外から資金を流入して国内の投資活動を維持していくことが通常である。アメリカもこの道をとり、海外資金の流入（貿易収支の赤字）を拡大してきた（図表2）。これに対して、日本においては、個人部門の大幅な貯蓄超過に加え、企業部門も貯蓄超過に転じており、有り余った貯蓄の海外流出（経常収支の黒字化）が拡大している。アメリカと日本では構造的な経済状況に大きな違いがある。

従って、アメリカでは、海外資金の流入を削減し、投資を国内資金で賄うためには、国内の貯蓄を増加させることが最優先の課題なのである。現在のクリントン政権は、大統領経済報告で、財政赤字を縮小することの主目的は国の貯蓄を増やすことにあると述べている。貯蓄が増えれば国内的な投資余力が拡大し、生産性の向上、生活水準の向上が図れる。現にクリントン政権下の景気拡大は民間投資の拡大に支えられており、経済成長による税収増から財政赤字は急速に改善し始めている。投資の強化と財政赤字の削減は両立しうることをクリントンの政策は示している。

(図表2) 日本とアメリカの経済部門別資金過不足状況



資料) 日本銀行 国際比較統計

第2部 アメリカにおける政治・財政システム

1. 三権分立の徹底

アメリカ独立戦争の直接の原因は、イギリス議会が植民地アメリカに対して、矢継ぎ早に制定した課税立法への反発であった。そのため、建国当初からアメリカでは立法府に対する不信感が根強く、立法府抑制の目的から厳格な権力分立システムが指向された。これは、フランス革命以降、国王の行政権を抑制するため立法府に大きな権限を認めてきた欧州大陸の制度とも、議院内閣制をとるイギリスや日本とも異なった統治機構である。この統治機構がアメリカの予算制度、財政制度を語る上での重要なポイントとなる。

アメリカ統治機構では、行政権は国民から選出される大統領に属し、各省庁の長官は大統領のスタッフの位置づけにある。また、権力分立の徹底から、大統領は連邦議会に対する解散権も法案（予算）提出権もなく、連邦議会は独自の立場から立法（予算）の制定を行う。ただ、大統領には連邦議会の立法（予算）に対する拒否権が認められている。このような統治機構であるがために、行政機関とは別に「議会予算局」（CBO）が存在し、監査のための「会計検査院」（GAO）が連邦議会に属するシステムになっているのである。レーガンノミックス以降に予算をめぐる権限争いが大統領と連邦議会の間に繰り広げられたことも、このような統治機構の下で理解できる現象といえる。

更に、アメリカの統治機構に特徴的なことは、司法府（裁判所）の存在が国政において極めて重要な役割を担っている点である。「法の支配」の名のもと、裁判所は「違憲立法審査権」を活用して、議会の立法や大統領の行政手続きに介入することができる。合衆国憲法は、違憲立法審査権について日本国憲法81条のように明確な規定を持たないが、1803年のマーベリック対マディソン事件のマーシャル判決以来、この制度は判例法として確立している。そして、アメリカ裁判所の違憲立法審査権の影響力は日本の裁判所の比ではなく、しばしば、国政の方向を変えてしまう程のものである。例えば、1930年代後半にF・ルーズベルトのニューディール立法のいくつかを裁判所が財産権の侵害として違憲と判断し、これにより政策が一頓挫したことは有名である。また、最近でも、「議会予算及び執行留保規制法」（ICA）の議会拒否権が立法権の逸脱として違憲と判断され、「グラム・ラドマン法（GR法）」の一括削減命令権を会計検査院長に委ねたことが違憲と判断され、議会は法改正を余儀なくされている。

2. 予算制度

（1）予算成立過程

アメリカ合衆国憲法は、憲法によって付与された一切の立法権が連邦議会に属し（1条1節）、また、「国庫からの支出は、すべて法律で定められる歳出予算に従ってのみ行われる」（1条9節7項）旨を規定する。このようにアメリカでは憲法の明文によって予算法律主義（予算＝

法律)が定められており、法的には予算権限の全て(作成、修正、決定)は議会に属する建前となっている。しかし、行政実務を司る行政府の介在なくしては具体的な予算案を作成することは不可能であり、実際は、予算過程において大統領は大きな役割を担っている。

予算成立の流れとしては、先ず、行政管理予算庁(Office Management and Budget OMB)が連邦政府予算を編成し、各省との交渉が行われる。交渉がまとまって作成されるのが予算教書である。

大統領は毎年予算教書を議会に提出し、これを採用するように議会に勧告する。そうすると、与党側の有力議員が大統領の意向に添った予算法案を作成し、13の小委員会において法案が審議され、修正が加えられて成立したものは委員会、本会議に回され審議される。予算については下院の先議権があり、下院を通過したものは上院に回される。

大統領は法案拒否権をもつから、予算についても同意できなければ拒否権を発動できる。しかし、議会が再度3分の2以上の多数で可決すると大統領の署名なしに成立することになる。

このように、アメリカでは予算は大統領と議会の妥協の産物であり、大統領の意向がすべて反映されるわけではないし、成立まで時間を要することが多い。三権分立のチェック・アンド・バランス機能が、迅速な予算成立と果敢な歳出削減の障害となっていると考えられる。

例えば、イギリスの予算編成過程では、大蔵大臣を議長とし主要閣僚6～7名で構成される内閣委員会(cabinet committee)が各省庁間の予算配分案を作成しており、与党への説明も折衝も行われずに閣僚レベルのみで予算案が確定している。更に、イギリスでは、例年、公共支出計画の具体的な数字が内閣委員会以外の外部省庁に示されるのは閣議決定の数日前であり、各省の関係者が予算案に反論を提示する時間も与えられていない。このようなシステムの下では、実質的には内閣委員会を形成する一部閣僚のイニシアティブによりトップダウン的な予算編成が可能であり、イギリスの財政再建が実績を上げたのはこの点に大きな理由があると見ることができよう。

(2)裁量的経費と義務的経費

制度上、アメリカ連邦政府の歳出は、裁量的経費と義務的経費に大別できる。

裁量的経費は、各年度の歳出を決定するたびに、法律で歳出額を決定しなくてはならない経費である。一方、義務的経費は、一度歳出の基準が法律で決められれば、その法律が改正されない限り、毎年自動的に歳出が認められる。

裁量的経費に分類されるのは、国防費や教育関連費などで、義務的経費に分類されるのは、医療保険や公的年金など、おもに福祉関連の費用である。95年度では歳出の内36%が裁量的経費、49%が義務的経費である(残りは利払費など)。

今後のアメリカでも日本と同様に、高齢社会の進展による義務的経費の増大が見込まれている。議会予算局の見通しでは、今後10年間の歳出拡大のうちで義務的経費の拡大に約7割が占められると予想している。また、2030年度までに義務的経費だけで歳入総額を上回るとの予測もあり、義務的経費の去就が今後のアメリカ経済の大きな問題となっている。

(3) 実体法と歳出予算法

議会は、大統領からの予算教書に基づいて裁量的経費に関して審議することとなるが、この裁量的経費の支出権限を行政府に付与するものが「歳出予算法」である。ただし、歳出予算法には前提となる「実体法」が必要で、実体法が歳出予算法による予算の計上を授權（オーソライズ）している仕組みとなっている。従って、裁量的経費が支出されるためには、議会が実体法と歳出予算法の両方を成立させる必要がある。

実体法と歳出予算法がともに議会の立法権限に属するため相互の優劣関係が問題となることがある。この問題に関しては、実体法を前提としない予算法の効力は否定される、あるいは、実体法を予算法によって改廃することはできず、予算法は実体法の法目的を実現するという制約の下に置かれる、とするのが裁判所の基本的立場である。

なお、義務的経費に関しては、実体法が成立することで自動的に予算権限も付与されて毎年度の支出が可能となる。

(4) 議会内の予算審議機関

議会内には上下両院に、予算審議プロセスを統括する「予算委員会」があり、歳出予算法案を審議する「歳出委員会」が置かれている。また、実体法を審議するために上下両院合わせて15名の委員会が設置されている。

この他に、行政府の行政管理・予算庁に相当する「議会予算局」（Congressional Budget Office CBO）が議会内に置かれている。これは、議会に対し予算に関する専門知識の提供を任務とする。この結果、議会は予算案に関する情報を行政府に頼ることなく収集できるようになった。

3. アメリカにおける財政諸法の制定

アメリカでは財政再建の過程で財政法の改正がたびたび行われている。このような過程をたどった理由は、第一に財政赤字削減が計画どおりに進まなかつたことに求められるが、三権分立の徹底がもたらした激しい権限闘争がその背景にあったことも見過ごすことができない。すなわち、予算権限をめぐる大統領と議会の駆け引きが展開され、これに裁判所の違憲立法審査権の行使が加わったのである。

(1) 議会予算及び執行留保規制法

（Congressional Budget And Impoundment Control Act ICA 1974）

1974年制定の同法の目的は、財政赤字抑制の側面よりも、大統領政府の裁量を抑制することに主眼があった。当時のニクソン大統領は財政赤字削減を政策目標にかけ、歳出予算法の執行を留保し、議会の政策形成や価値判断を覆す傾向にあった。これに対し、議会は、自らの政策決定、価値判断を貫くために対抗手段として同法を制定したのである。

同法の下では、歳出予算は議会が政府につきつける「債務負担命令」であることが前提とされた。大統領政府は、予算権限額を削減または延期する場合には、事前に議会に対して予算権限額の「廃止」または「繰延」の提案をすることとされ、議会が最終的にその当否を決定する。会計検査院（GAO）や裁判所を介入させて、政府に対し支出を命令する仕組みも新設された。

同法のように、議会が大統領や行政機関に権限を委ねる際に最終的判断権を留保する方法は、一般に「議会拒否権」と呼ばれているが、これは1970年代における一連の議会復権運動のひとつの徵表と見ることができる。また、同法により、議会の財政決定権行使の基本的枠組みが整備され、予算権限額に反映される国家政策の優先順位の決定権は最終的に議会に属することが確認されたものと評価されている。

しかし、このような議会拒否権は、立法府が行政府の判断に介入する点で問題があり、裁判所が合衆国憲法1条の立法手続きに反し違憲であると判断するに及び、議会は同法の修正を余儀なくさせた（注）。

（注）City of New Haven 対 United States 事件のコロンビア特別区連邦控訴裁判所の判決。

（2）均衡予算及び緊急財政赤字規制法

（Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act 1985 別名「グラム・ラドマン法（GR法）」）

レーガン政権下では、国防費の急速な増大と徹底した減税政策により財政赤字が拡大し、政府が非軍事領域の経費節減を推進しようとしたのに対し、議会は非軍事領域の予算削減に反対し、国防費支出の削減を求めたことから、両者の対立が激化した。

このような対立状況を解決するために制定されたGR法は、財政赤字を自動的に一律削減する仕組みを持つものであった。すなわち、5年間にわたって許容される財政赤字の上限額を定め、各年度の財政赤字が上限額を100億ドル以上上回る場合には、その上限額に達するようには政府の財政支出を一律に削減する。削減の対象とされた金額を支出や債務負担に用いることはできない。削減される額のうち半分は軍事領域から、残りの半分は非軍事領域（社会保証費は除かれる）からなされることと定められた。

当初、この一律削減命令は会計検査院（GAO）院長の権限とされたが、連邦最高裁が、会計監査院長は「立法部の公務員」であるから、憲法上法律の執行が禁止されていると判断されてしまう（注）。そのため、1987年に同法は修正され、一律削減命令は大統領の権限とされるに至った。

しかし、GR法には批判が強かった。第1に、財政赤字の予測という不確定要素に基づき会計年度当初に予算が一律に削減される可能性が高いため、運用が硬直的となり経済実態に即した政策決定に悪影響を及ぼしかねないという点である。実際には、大統領および議会が87年改正法で上限額を引き上げたり、30項目あまりが削減対象項目から除外したりされており、当初の趣旨が骨抜きにされた感がある。

第2に、この削減方式は、予算配分をめぐる軍事領域と非軍事領域の対立をかえって激化させてしまった。例えば、軍事領域で歳出増があると、これにより上限額超過が見込まれてしまい、一律削減が非軍事領域にも波及し、結果的に非軍事領域の予算の縮小をもたらすからであ

る。

(注) Bowsher 対 Synar 事件の連邦最高裁判所の判決 (1986)

(3) 包括予算調整法

(Omnibus Budget Reconciliation Act 1990 「O B R A」)

現在、日本でも注目をうけている包括予算調整法（O B R A）は、上記のG R 法を修正するため1990年に制定されたものである。O B R Aは1993年において、さらに向こう5年間の適用延長がなされた。

O B R Aは、第1に、G R 法の単年度上限設定方式を修正し、5年間を一区切りとする上限額設定を定めた。また、財政赤字削減手法として従来からの財政支出削減に加えて、税制改正による増税をもりこんだ。赤字削減目標は5年間で5000億ドルであるが、そのうち1500億ドルを増税で解消することが見込まれており、増税のしめる割合は決して少なくない。

第2に、O B R Aは財政赤字の上限額を大幅に引き上げ、さらに、この上限額は景気変動等を考慮して毎年度増減が可能となった。

第3に、同法は、単純な財政赤字削減から財政支出の統制へと目的の重点を移行したことが注目される。支出統制の手法は「裁量的経費」と「義務的経費」で異なっている。裁量的経費では、支出の上限額が設定され、これを上回った場合は大統領の一率削減命令に服するシステムをとる。義務的経費では、P A Y G O(pay-as-you-go)ルールが採用された。このルールは、議会が一定の支出を増加させる立法を行った場合、その見返りとして、それと同額の支出の減額または歳入の増加を定めなければならない、とするものである。

(4) 財政諸法の位置づけ

我が国におけるO B R Aの評価は、財政赤字削減立法と捉える傾向がある。しかし、前述のように、同法は、財政赤字そのものの克服を目的としたG R 法の修正形態であり、その重点はむしろ財政支出の「統制」にあると考えられる。

最近の我が国では、国会による行政府予算執行のコントロールが強く主張されており、アメリカの現行制度を参考にする向きもあるが、この点も注意を要する。何故なら、アメリカにおいては、連邦の財政権をめぐる議会と大統領との争いの中で、議会の財政責任が後退し、大統領の財政執行権限が強化されてきた経緯が明白であるからである。例えば、G R 法下で大統領に一律削減命令の発動権限が付与されたことや、O B R AのP A Y G Oルールが議会の新規立法を抑制する方向に作用していることを重視すべきである。

また、従来より否定され続けてきた大統領の予算の「事項別拒否権」が、96年に法的に認められ(97年発効。8年間の期限立法)、大統領は予算立法の細目にまで踏み込める道がしきれることも、大統領の予算権限強化のエポックとして捉えられる。

第3部 アメリカにおける財政再建の取り組みと社会資本整備

1. クリントン政権下の財政再建

民主党クリントン政権が発足した1992年時点でも財政は引き続き巨額の赤字を計上していた。それに加え、経済成長率は年間1.5%と低迷し、失業率は6%にまで上昇していた。また、公共投資が不十分なことによる弊害も目立ち始めてきた。クリントンはこのような問題を解決すべく、「投資」（民間資本への投資、国民への投資、公共インフラへの投資、テクノロジーへの投資、環境保護への投資）による長期の経済成長の促進に取り組むこととなったのである。

図表3 アメリカの財政赤字の推移

年	計画			実績額	政権
	レーガン 1981年計画	レーガン 1987年計画	ブッシュ 1990年計画		
1980				-7.4	レーガン
1981	-5.5			-7.9	
1982	-4.5			-12.8	
1983	-2.3			-20.8	
1984	0.1			-18.5	
1985	0.6			-31.2	
1986	2.8	-20.2		-22.1	
1987		-14.4		-15.0	
1988		-9.4		-15.3	
1989		-6.8		-15.3	
1990		-3.6		-22.1	ブッシュ
1991		0.1	-20.5	-27.0	
1992			-19.7	-29.0	
1993			-16.9	-25.5	
1994			-11.2	-20.3	
1995			-6.3	-16.4	クリントン
1996				-10.7	

(資料)大統領経済報告、及び各大統領発表

アメリカ経済においては個人消費がGDPに占める割合が大きく（日本の6割に対してアメリカでは7割を占める）、従来の景気拡大の牽引役は個人消費であったが、92年以降の景気拡大では民間投資と輸出がリードする様相を見せてている（図表4）。民間投資の中では情報関連投資の伸びがひときわ高く91～95年の間に年平均14.4%も拡大押している。この点で「投資」に重点を置いたクリントンの政策は的を得たものであったと考えられる。

図表4 各需要項目の経済成長に対する寄与度

(%)

	80-84年	85-89年	90年	91年	92年	93年	94年	95年
実質GDP	2.1	3.4	1.3	-1	2.7	2.2	3.5	2
個人消費	1.6	2.4	1.1	-0.4	1.9	1.9	2.1	1.6
設備投資	0.3	0.3	-0.4	-1.1	0.7	0.8	1.3	0.8
輸出	0.1	0.7	0.7	0.6	0.6	0.3	0.9	0.9
その他	0.1	0	-0.1	-0.1	-0.5	-0.9	-0.8	-1.3

資料)商務省 : Survey of Current Business

そして、景気拡大による税収増から財政赤字は急速に縮小し、93年の2904億ドルから96年の1073億ドルへと大幅な削減が図れた(図表3)。一方、経常収支は年々拡大し続けている(図表5)。ただ、このような経常収支赤字の拡大については、一般的に良好な景気拡大のもとでは経常収支の拡大が見られることや、アメリカ経済は消費のウエイトが高いことを考慮すれば、貯蓄率の低いアメリカ経済では当然の結果と思われる。

図表5 アメリカの経常収支の推移

(100億ドル)

	経常収支	政権
1980	0.2	
1981	0.5	
1982	-1.1	
1983	-4.3	レーガン
1984	-9.9	
1985	-12.4	
1986	-15.2	
1987	-16.7	
1988	-12.8	
1989	-10.6	
1990	-9.5	ブッシュ
1991	-9.5	
1992	-6.2	
1993	-10.0	
1994	-14.8	クリントン
1995	-14.8	

資料)

Summary of International Transaction,
Survey of Current Business

93年2月にクリントンは、財政赤字削減策としての増税とともに、短期的景気刺激策としての公共投資の拡大を盛り込んだ包括財政調整法案を議会に提出した。しかし、公共投資拡大策については、財政再建を優先すべきとする共和党のみならず一部の民主党議員からも反対を受け、8月に成立した「包括財政調整法」(O B R A 93)は財政赤字削減策が中心となった。さらに、95年より上下両院を制した共和党は、大幅な歳出削減と減税の実施を要求し、2002年までに均衡財政を達成させる財政調整法の成立をめぐって議会と大統領が鋭く対立し、一時連邦政府機関が閉鎖されるという事態を招いた。その後、均衡財政の目標年次については2002年までの均衡を目指すことで合意が成立している。

2. 大統領経済報告に見るクリントンのマクロ経済運営

大統領経済報告（Economic Report of the President）は、大統領経済諮問委員会が大統領に提出し、毎年2月に大統領が議会に送付する年次報告である。いわば米国の経済白書といえるもので、大統領が国民に対して公表するマクロ経済運営のエッセンスがここに記されている。以下では、最近の大統領経済報告の中で、財政政策と社会資本整備について触れられた箇所を紹介し、現在のクリントン政権が目指す経済政策の一端をかいま見てみよう。

(1) 財政赤字縮小の目的

大統領経済報告では、財政赤字を縮小するための経済的な主目的を「国の貯蓄を増やすためである」と明記している（1995年版P26）。貯蓄率と投資率との関連性は高く、投資率が高まれば国民総生産が高まる関係にあることから、国の貯蓄の増加は生産性の向上につながることを意味する。従って、赤字削減はそれ自体が目的ではなく、国の投資の増大と生活水準の向上のための手段であるとの考え方がある。

このような、貯蓄の増加によって投資を増加させようとする政策背景には、アメリカの民間部門の貯蓄率の低さという構造的な問題が存在することは前述した。

(2) 財政赤字縮小政策の留意点

1995年版報告は、財政赤字縮小の主目的から導かれる、マクロ経済運営に関する三つの留意点を以下のように提示している。財政再建を優先課題として、価値ある社会資本をも含めた一律歳出削減を唱う我が国の財政論議とは明らかに異なった考え方がここに示されている。

第一に、連邦の赤字削減は、より生産性の高い将来の繁栄に向けての一歩に過ぎないという認識である。

第二に、価値のある公共投資を予算から削るのは、赤字削減の方法として間違っているとの認識である。アメリカは公共投資と民間投資の両方を必要としており、一方を他方に振り替えることはできない。このため、政府は政府総支出を引き締めるだけではなく、これをもっと将来に役立つものに振り当てる必要があると述べている。

第三に、歳入増加あるいは支出削減のいずれを行っても、経済成長率に悪影響を及ぼすことなく景気が短期間に担うことができる赤字削減額には限度があるとの認識である。長い目で見れば、赤字削減は更なる民間投資の余地を生むものだが、短期的には総需要を抑制するため、民間投資を抑制する結果となることもある。政策の課題は、赤字を徐々に確実に縮小し、国の貯蓄と投資を伸ばすことだが、経済の継続的拡大を脅かすほど急激であってはならないと述べている。

(3) 社会資本整備の必要性の認識

注意すべきは、アメリカ連邦政府が財政赤字縮小を指向している一方で、社会資本の重要性をなおざりにしていない点である。

1996年版の報告では次のように述べている。「投資は成長を刺激する主要な要素である。赤字削減は金利を引き下げ、民間投資を刺激するだろう。しかし、利益の高い公共投資の切りつめによる財政赤字の削減にはほとんど意味がない。実際に一研究・開発、テクノロジー、教育及び訓練への投資のように—利益の高い公共投資を削減するような赤字削減は、長期的な経済成長を危うくする。米国の公共インフラストラクチャーを縮小させたり、研究・開発投資を損なったり、あるいは教育・訓練を無視したりして赤字削減が達成されるべきではないのである。」（1996年版報告P33）

また、1997年版報告では言葉を変えて次のように述べている。「政府が比較的小さな赤字で運営される場合、政府は民間貯蓄のより小さな部分しか吸収せず、民間セクターの投資に対する資源をそれだけ解放する。しかし、道路、学校、空港などの公共のインフラ投資もまた重要である。必要性と収益性が同じように大きい一方の分野への投資の資金を削減することによって、他方の分野への投資に資金を提供する経済は悪い経済である。」（1997年報告P31）

そして1997年版報告には、次のような象徴的な言葉さえ記されている。「誤った投資を恐れるあまり過小投資に至ってはならない。なぜなら、過度に少ない投資は将来の成長にとって高くつくからである。要するに、財政赤字の改善を試みている間にインフラの赤字を作り出すべきでない、ということである。」

（図表6）は建設市場の対GDP比の推移を示したものだが、85年以降建設市場全体のスケールが縮小しているのに対し、公共部門の建設市場は90年以降増加を見せている。このデータを見ても、クリントン政権下では公共投資の推進が図られていることがよくわかる。

図表6 建設市場の対GDP比（%）

	1980	1985	1990	1995
建設総額／GDP	8.08	8.49	7.31	6.98
公共部門／GDP	1.89	1.70	1.77	1.92

注) 比較対照数値は全て1992年基準値の実質値

資料) Statistical Abstract of the United States 1996 No.1172

第4部 社会資本整備のファイナンス制度

1. アメリカにおける社会資本整備主体

アメリカでは、非軍事の政府固定資本形成の9割以上を州・地方政府が担当している。社会資本整備の主体はまさに州・地方政府であるといつても過言ではない（図表6）。

図表6 連邦政府、州・地方政府の公共事業支出

1993年

（単位：100万ドル 政府間の補助金を除き自己資本からの支出のみ）

	計	道路	航空輸送	水上輸送	下水道	廃棄物処理	上水道	公共輸送
計	170448	68753	15478	5106	22962	12717	24402	21300
連邦政府	9786	619	6214	2953	0	0	0	0
州政府	50206	42056	915	572	1097	1304	188	4074
地方政府	110456	26078	8349	1581	21595	11413	24214	17226
(州・地方%)	94.3	99.1	59.9	42.2	98.8	100.0	100.0	100.0

資料) Statistical Abstract of the United States 1996 No.474

しかし、1980年代のレーガンミックス以降、連邦政府が州・地方政府への補助金を削減していく一方で（図表7）、州・地方政府においては社会資本需要の増大がますます高まってきた。社会資本需要が増大した理由としては、①基本的なインフラの大半が少なくとも建設後20年以上を経過しており、修繕あるいは更新の重要が増大したこと、②人口移動と交通の変化により、大都市地域の既存インフラに過大な負担を与える一方で、郊外部や小都市では新規のインフラ需要が発生してきたこと、③州・地方政府の財政が悪化しており、連邦補助金の削減がそれに追い打ちをかけたこと、などがあげられる。

図表7 連邦補助金の推移

	補助金総額 (100万ドル)	年変化率 (%)	下記に占める割合としての補助金(%)		
			州・地方支出	連邦支出	国内総生産
1970	24,065	19.3	19.0	12.3	2.4
1975	49,791	14.8	23.5	15.0	3.3
1980	91,451	9.7	26.3	15.5	3.5
1985	105,852	8.5	21.3	11.2	2.7
1988	115,342	6.4	18.6	10.8	2.4
1989	121,928	5.7	18.6	10.7	2.4
1990	135,325	11.0	18.7	10.8	2.5
1991	154,519	14.2	19.5	11.7	2.7
1992	178,065	15.2	20.8	12.9	3.0
1993	193,612	8.7	21.2	13.7	3.1
1994	210,596	8.8	21.8	14.4	3.2
1995	224,992	6.8	22.2	14.8	3.2

資料) Statistical Abstract of the United States 1996 No.475

このような状況下、社会資本整備の財源を捻出するため、州・地方政府は新たなファイナン

スの仕組みを構築する必要性に迫られることになった。その方策が以下に述べる歳入債の発行や基金制度である。

2. 様々なファイナンス制度

(1) アメリカ地方政府のレベニュー債

アメリカ地方政府の起債は州政府から強いコントロールを受けており、起債限度枠の他に起債目的、利子率、償還方法、償還財源の調達方法などが規定されている。また一般財源債（償還財源に地方政府の税収をあてているもの）の起債時には住民投票が義務づけられている。

このような複雑な規制に対処するために生みだされたのがレベニュー債（歳入債 Revenue Bonds）である。通常の地方債（一般財源債）は償還財源に地方政府の税収をあてているため、残高が累積し償還額がかさめば当然に増税を引き起こす。これに対して歳入債は、それによって財源調達された事業からの収益（手数料・使用料）を償還財源とするもので、地方政府の課税権（地方政府の税収）を背景としていない。まさに「受益者負担」に徹した発行・償還システムであるといえる。そのため州政府による起債限度枠の設定もなければ、住民投票による承認の必要もない。

レベニュー債は、将来のプロジェクトからのキャッシュフローの確定が難しいため、一般財源債と比較して発行利回りが高くならざるを得ない。それでも歳入債は70年以降急増しており、現在は地方債の総発行額の約7割を占めるまでになっている。

また、アメリカの地方政府の場合、社会資本整備のために発行される地方債を「政府目的債」（public purpose）と呼び、民間企業の設備投資資金や個人の住宅融資資金に直接利用される地方債である「私的目的債」（private purpose）と区別しているが、私的目的債のほとんどは歳入債によって占められている状況である。

(2) アメリカ地方政府のTIF基金制度

T I F (Tax Increment Finance)基金制度は、指定地域の再開発によって生じた財産税や売上税の増収額をT I F基金にプールし、都市再開発事業の財源として再利用するものである。地方自治体は州政府からの権限付与によってT I F基金制度を実施できるが、具体的な内容は州によって異なる。

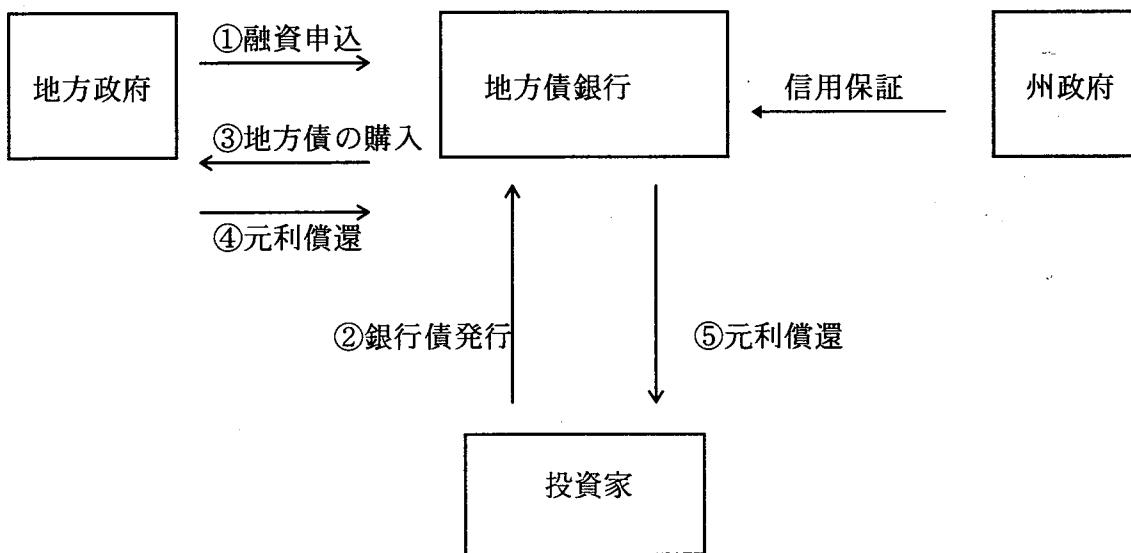
T I Fのメリットは、①当該地方自治体は、州やカウンティなど他の課税主体の税源からも税収を徴収できる点である。例えば、市が経費を出した整備事業により不動産評価が上昇して財産税収が増えるのであるから、増加した税収は市の取り分となる。②また、連邦補助金や州補助金を利用するのとは違い、事業の内容に制限を果たせられることもなく、③通常の起債枠を越えたT I F債の発行も可能となる。

デメリットとしては、地方自治体間の課税権をめぐる摩擦を引き起こす可能性があることである。例えば、投資がT I F利用地域に集中すると、周辺地域の投資が相対的に停滞し、隣接自治体の税収が脅かされる。また、T I Fが特定の不動産所有者を優遇する結果となり、市場に対する政府の不適切な介入が生ずるとする意見もある。

(3) 州地方債銀行

中小地方政府は、債券発行の経験が乏しく、債券を発行しても信用度が低いのが現状である。そのような中小地方政府にもファイナンスの機会を与えるため、債券発行を肩代わりするようなシステムが求められるようになった。州地方債銀行（State Bond Bank）はこの要請に対処する制度である（図表8）。

図表8 州地方債銀行のシステム



州地方債銀行は、先ず、所要金額が一定額（少なくとも 600 万～1000 万ドル）になるまで地方政府から融資申込を受け付ける。所要金額が一定規模になると、州地方債銀行は債券を発行して一般投資家から資金を募る。資金が集まれば州地方債銀行は地方政府が発行する地方債を購入することで、地方政府に実質的な融資を行うこととなる。そして地方政府は州地方債銀行を通じて一般投資家へ元利を償還していく。

このシステムによれば、自力では起債が困難である中小地方政府にも全国的な信用市場にアクセスする道が与えられることとともに、州地方債銀行発行の金額が大きいためスケールメリットによる取引コストの低下が図れる。

しかし、このシステムの問題点は、借り手である地方政府からの返済金は投資家の償還金に回ってしまうため、持続的な資金のプールが出来ない点にある。追加的、長期的な地方政府の資金需要に対処するためには、一定金額が常にプールされている仕組みが必要となる。これに応えるシステムが次の州政府主導による基金制度である。

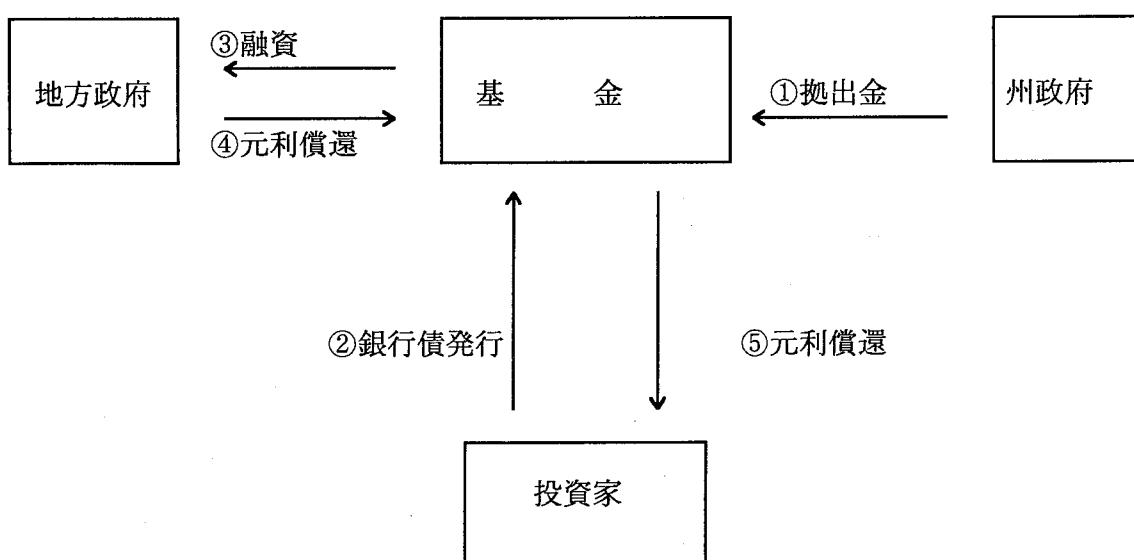
(4) 州政府主導による基金制度

基金制度は、拠出金を基金化し、基金を通じて長期間にわたって回転融資方式で地方政府に資金を融資していくシステムである（「非借入型」）。更に、基金に積み立てられた資金を見合い資産として、基金が債券（レベニュー債）を発行し、調達された資金を預託することで融

資可能額を拡大していく方式（「借入型」）もある。ただし、地方政府への融資可能資金をつくり出すための拠出が必要となる。この拠出金は、州政府の一般歳出、目的税、州補助金などで成り立つが、近年は連邦政府の補助金も含まれるようになっている。（図表9）

80年代前半は、使途を限定せず社会資本整備全般に利用可能な「非特定型」の基金が設立されていった。そして、87年に下水処理施設整備の財源調達が連邦政府から州・地方政府に委ねる法律が制定され、連邦政府から拠出型補助金が交付されるのにもなって、使途を下水処理施設に限定した「特定型」基金が設立されることになった。

図表9 基金のシステム



おわりに

財政再建の真の目的は、我々の後世代に借金という負の遺産を残さないことで、後世代の経済社会生活の活性化を期待するところにある。一方、良質な社会資本ストックを蓄積していくことも、後世代に対して経済成長の源泉となる価値ある資産を残していくことになる。財政再建と社会資本整備は相反するテーゼではなく、両者を整合させる枠組みの中で一国の将来的なビジョンを策定していかなければならない。アメリカの経済は、貯蓄水準、失業率、経常収支など多くの点で日本よりはるかに悪化した状況にあることは確かである。だが、財政再建にとりくむとともに社会資本の必要性にも目を向ける現在のアメリカの政策スタンスには学ぶべきものがあろう。

以上

(担当: 古内)

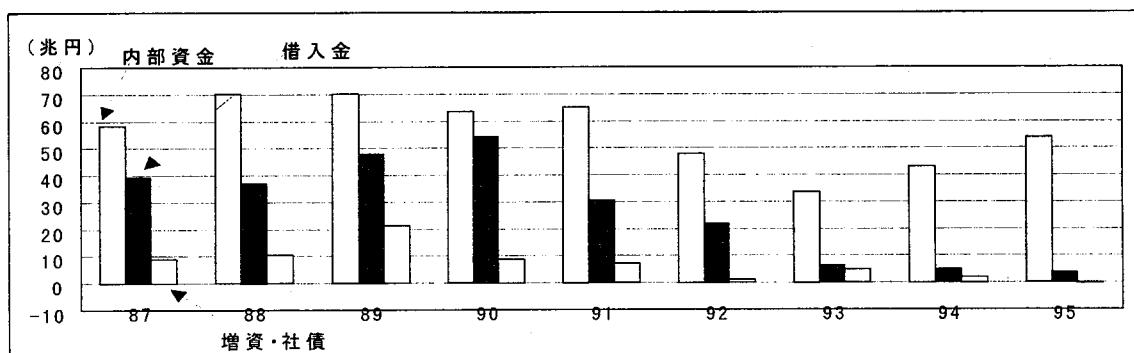
II. 建設関連産業の動向 一 金融 一

1. 企業金融の最近の動向

財務上、企業の資金調達は、借入や社債の発行、増資など外部から調達する手段と、内部留保や減価償却など内部的に調達する手段に分けられる。

企業の資金調達動向（フロー）を示したものが（図表1）である。銀行の与信業務の中心は貸出であり、経済成長期には企業の旺盛な設備投資意欲に支えられて金融機関の対企業貸出が増加していた。また、バブル期には、証券会社が企業の増資・社債発行を手掛け、対企業取引を拡大させていった。だが、バブル崩壊以降、借入や増資・社債発行などの企業の外部調達は急激に減少してきている。

（図表1）企業の資金調達（フロー）の推移



資料) 大蔵省「法人企業統計年報」

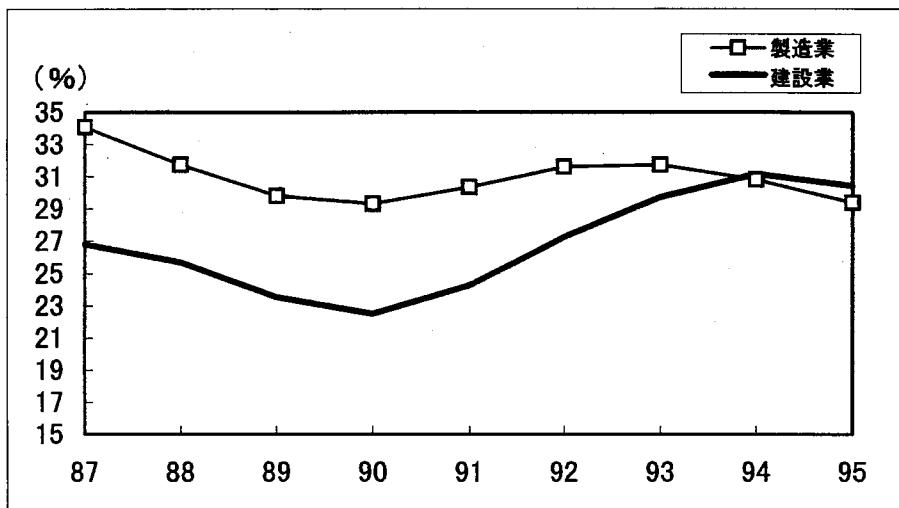
2. 金融面で硬直化する建設産業

企業が資金を調達する場合、内部調達の割合が高く外部調達の割合が低いほど、財務内容として安全であることはいうまでもない。外部調達のうち借入や社債発行は、資金の調達にともなって支払利息が発生する。これを「有利子負債」といい、「有利子負債依存度」は、総資産に対してどれだけ有利子負債が多いかを示す財務指標である。この指標が高くなると、債務の支払に負われたり支払利息の負担が過大になる可能性があると判断される。製造業では設備投資が活発に行われるため資金調達需要が大きく一般的に高い水準にならざるを得ない。

近年の趨勢を見ると、製造業の有利子負債依存度は、フローの外部資金調達の減少を反映して低下傾向にあるのに対して、建設業のそれはバブル崩壊後も増加傾向を示している（図表2）。これは、建設業者の多くが、バブル崩壊前後に、大型開発プロジェクトに着手したり自社保有不動産を増加させたりしたことで借入残高が急激に増加したからである。（図表2）は、借入

残高の推移を指数を使って示したものであるが、建設業の借入増加率は極めて高く、中小企業のそれをも凌駕しているのである。

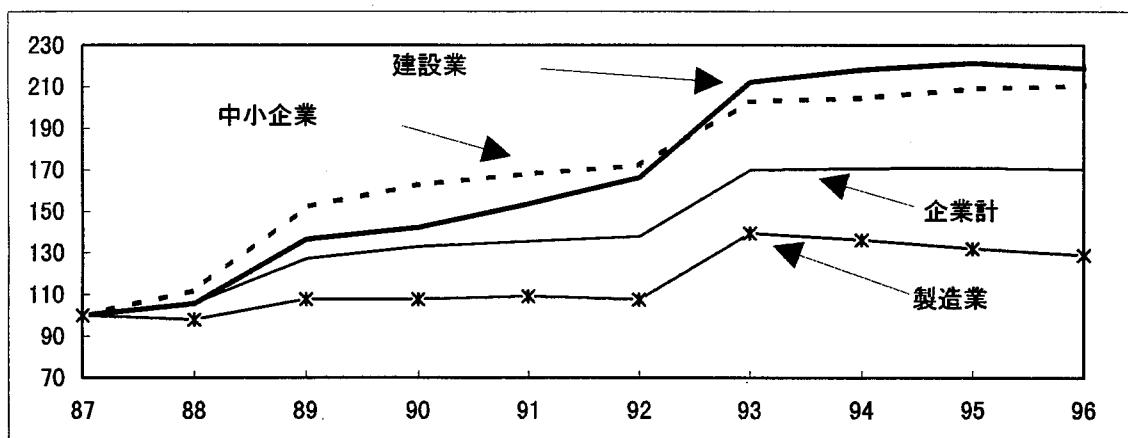
(図表 2) 有利子負債依存度



有利子負債依存率 = 有利子負債／総資産

資料)東洋経済「会社財務カルテ97」

(図表 3) 業態別の借入残高 (1987 年を 100 とする指数)



資料)日本銀行「経済統計年報」

建設業の有利子負債残高の構成比 (図表 4) は、バブル崩壊後はほとんど変化がない。建設業における短期借入の要資は、工事費用支払いと工事代金入金の収支ずれを補填するための短期運転資金であるが、この短期運転資金の増減は売上高の増減に比例する。最近の建設業の売上低迷を反映して短期借入も同水準で推移している。

主に設備資金を要資とする長期借入は、バブル崩壊後も減少の兆しをみせていないが、最近の建設業者の新規設備資金借入は逆に減少している (図表 5)。その理由としては、①不動産

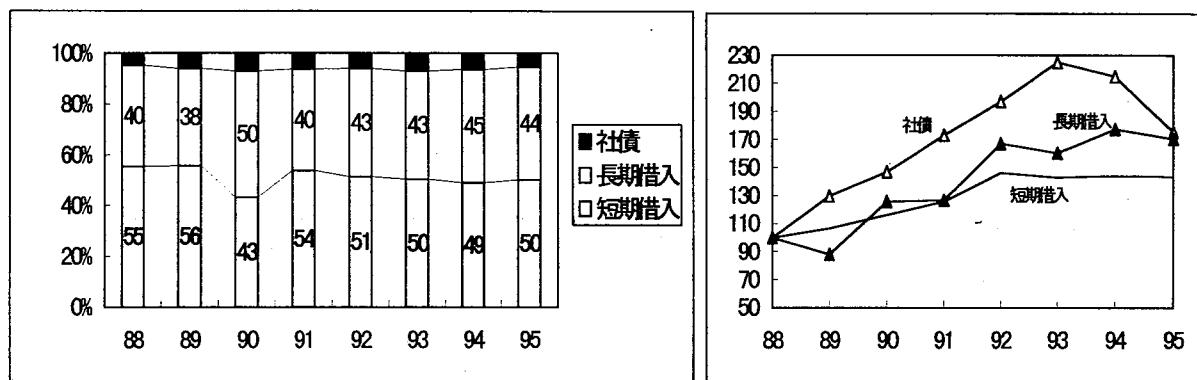
投資などに使われたバブル期の長期借入がいまだストック化して減少していないこと、②業界の不況が長引きことで収支ずれが長期化し、運転資金としての長期借入が増加していることが考えられる。

社債はエクイティファイナンスの不振から減少傾向にあるが、これは建設業界に限った現象ではない。

(図表4) 有利子負債残高の推移（建設業）

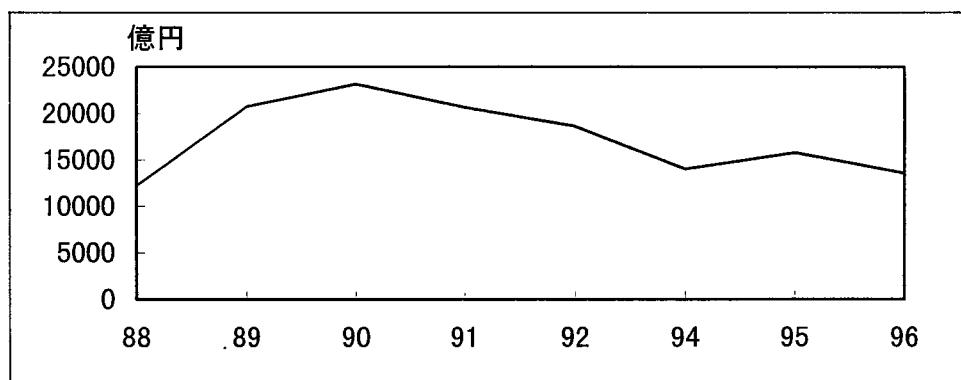
構成比

1988年を100とする指数



資料) 大蔵省「法人企業動向年報」

(図表5) 建設業者の新規設備資金借入の推移



資料) 日本銀行「経済統計年報」 1993年データはなし

(担当: 古内)

III. 労働党政権誕生(英国)

英国においては、5月1日の総選挙（下院選）の結果、労働党が、18年ぶりに政権を奪回した。選挙期間中、政策運営面では、保守党の「弱者切り捨て政策」を批判するブレア首相も、選挙公約では、産業の競争力の強化や行政の効率化、民間活力によるインフラ整備などを訴えており、サッチャリズムの政策を大筋で踏襲していると考えられる。

ここでは、欧州の建設関連情報を掲載しているEUROBULLETIN誌（Construction Research Forecasting社；隔週）等の情報を基に、労働党政権の英国建設関連施策を追う。

1. 労働党政権

5月1日に投票が行われた英総選挙（下院選）は、ブレア党首率いる労働党が、単独過半数を大きく超える419議席（全体659議席）を獲得して、18年ぶりに政権奪回を果たした。労働党の大勝は、有権者が保守党の長期支配と腐敗に反発し変革を望んだことや、労働党が現実政党に転換したことなどのためと、言われている。

サッチャー～メージャー政権は、その成立以来、国営企業の民営化、各種規制の緩和・撤廃、所得税減税、中小企業の創業支援など、国家の役割を縮小し、民間活力の回復を図ることで、経済の長期停滞からの脱却、すなわち「英国の再生」に取り組んだ。その半面、国民に失業者の増大という改革の副作用もあったが、産業構造の変化を伴いながら、産業界には再び活気をもたらした。

その一方、労働党は、共産主義圏の崩壊により社会主義政策の効用が薄れ、母体としていた労働組合の弱体化と国民の中流化が進む中で、中間層の声を代表する党になることが政権を奪回する唯一の道と、従来の社会主義的な色彩を排除する改革に躍起となつた。その結果、大きな支持を得ることに成功した。

「ニューレイバー（新しい労働党）」の経済政策は、従来の社会主義的な色彩を排除しており、サッチャー元首相が推進した政策であるサッチャリズムを大枠で継承し、その行き過ぎを微調整するものである。対欧州連合（EU）政策に関しては、労働党はEUとの協調を訴えており、通貨統合への参加問題も前向きの構えを見せている。

2. 建設関連の政策

EUROBULLETIN誌によると、女王による内閣任命式の後、新政権は98年末までに改革すべき22の課題を発表した。その内、6課題が建設関連である。

①住宅

前政権では新規建設を押さえていた公共住宅を、今後5年間で50億ポンド（1兆円；1£=約200円）投資する。

②職業訓練

民営化された公益企業の利益から生まれた税金 (Windfall tax; 棚ぼた税) で、長期失業者や若年者の職業訓練を行う資金源とする。この労働者には建設従事者を含む。この詳細は、すぐに明らかになるものと思われる。しかし、British Gas・British Telecom・アメリカ系企業が経営する電力会社など、新税の犠牲となる企業は懸念を表明している。

③地域開発

約20にのぼる地域開発庁を1999年までに設置する。これらは、スコットランド庁やウェールズ庁のように、その地域の投資拡大を振興し、経済発展のコーディネイトを行うものと思われる。

④支払いの遅延

現在、元受けは、顧客からの支払い時期に比べ下請への支払時期を遅らせ、その時間差を利用して金融収入を得ている。逆に、下請企業は非常に経営的に苦しい状態にある。この法案は、この支払いの遅延をなくすことを狙っている。この法案が可決すれば、下請企業が支払いの遅延に対して正当な権利行使することが出来るようになる。

⑤最低賃金

英国では80年代に所得格差が拡大し、この格差の是正が急務となっている。政府は、最低賃金の設定を行うことを決めた。その金額はまだ決まっていない。これは、新政権が「小さな政府」を志向するものの、職業訓練の充実とともに、社会的弱者が取り残されないよう配慮を示している。

⑥ロンドン議会・首長の公選

サッチャーはグレーター・ロンドン・カウンシル（1965年以降に設けられた行政単位：東京都に相当）を1984年に廃止した。労働党政権は、重要な選挙基盤であるロンドンに、戦略的行政機関を復活させようと考えている。これは住民投票にかけられる予定である。

3. PFI(Private Finance Initiative)

PFIは、1992年から保守党政権の下、構想・推進されてきた、公共サービス提供に民間の資金調達・設計・運営に関するノウハウの活用を狙った政策手段である。労働党は、増税を否定し、歳出も保守党が定めた現行の歳出抑制目標を守ること、行政の効率化、民間活力によるインフラ整備などを選挙公約としてきた。このため、PFIについても、引き続き推進することになると思われる。

環境・交通・地方省 (Department of the Environment, Transport and the Region : DETR) 大臣であり、副首相のプレスコット氏は、選挙運動期間中にはロンドン地下鉄の民営化を否定していたが、先頃「民間資金は重要な役割を担うであろう」と発言した。これは、労働党の懸案の一つに、10億ポンド（約2,000億円）という多大な資金が必要な、ロンドン地下鉄の経営があることによる。

しかし、道路事業に関してはPFIの見直しに入ったようである。これは、予算上の制約からではなく、都市問題や環境問題を考慮した「統合的な緑の交通政策 (integrate "green"

transport policy)」のためと考えるべきようだ。プレスコットDETR大臣は、車文明を批判し、新たな交通政策全般に関する白書を、来年の春に公表することを発表した。この白書は、統合的交通戦略のコストの評価などを行う予定である。また、併せて、計画中であった道路事業の一部について緊急的に見直しがなされ、その結果、幾つかは中止となったり、結論が先送りとなつた。見直し作業は、全般的に、来年春を目途に、行われる予定である。

一方、安いPFIの利用に警笛も発せられている。NAO (The National Audit Office; 国の監査機関) は、スカイ島¹に建設予定の橋が、予定の公的資金を48%も超過していると発表した。その内訳は、アクセス道路の建設や、プロジェクトの修正及び工事開始の遅延に対するコンソーシアムへの補償金である。入札者が少なく、そのため競争が起こりにくくとも、政府（スコットランド庁）にとって不利な状態にあるとNAOは指摘している。また、政府は投資効果の感覚に欠如しているとも指摘がなされている。すでに利用されているサービスと同様のサービスを提供するプロジェクトに公的資金を拠出する場合、両者の比較評価を充分に行うこと（この事例ではフェリーと建設予定の橋との比較）が必要であるとNAOは勧告している。

4. おわりに

新聞紙上等からは、新政権の経済政策に激変はないとして、英國經濟界は政権交代を比較的冷静に受け止めているように思われる。だが、徐々に、新政権の特徴が、建設関分野にも表れてきているようである。今後の新政権の施策と、その効果に注目していきたい。

（担当：大江）

参考文献

- ① EUROBULLETIN NO4, NO.11, NO12 [1997] Construction Research Forecasting ltd.
- ② 英国におけるHIGHWAYS AGENCYとDBFO, PFI [平成9年8月] 保証事業会社協会

¹ スコットランド北西部、人口約11,000人。

EUROBULLETIN誌によると、この橋は1995年に民間コンソーシアムへ、2400万ポンド（480億円）で委託される。コンソーシアムの投資回収は2007年から25年間の利用料金徴収の形で行われる。

IV. 米国事務所から

—アメリカの建設業下請会社が失望するミラー法—

E N R 誌 (9.8.18 号) に掲記の興味ある記事が掲載されているので、ここに記事の内容を翻訳して紹介する。E N R 誌は、その内容は技術分野、政策、法律、経済統計などを幅広くカバーするアメリカの全国版建設産業専門誌である。ことにインターナショナル・コンストラクター (年1回の国際的な建設業者ランキング) は有名である。

なお、本記事で問題となっている「ミラー法」について概略を説明しておこう。

ミラー法 (The Miller Act) は、1935年に制定された法律で、連邦政府発注工事について、10万ドル以上 (94年までは2万5千ドル以上) のすべての工事契約に対して履行保証ボンド及び支払保証ボンドの提出を義務づけたものである。(現在では、ほとんど全ての州、郡、市の発注機関も、ミラー法にならい、履行保証及び支払保証ボンドの提出を求めている)

履行保証ボンド及び支払保証ボンドの義務づけ内容は以下の通りである。

(履行保証ボンド)

請負業者が契約書の規定に従い工事を完成し発注者に引き渡すこと、または、請負業者の不履行によって発注者が被った損害額を支払うことを確約する証書。

(支払保証ボンド)

工事を遂行するための労働力及び資材の提供者並びに下請業者に対し、支払いを行うことを確約する証書。(判例によると、孫請業者に対しては保証人の責任はないとしている)

<ミラー法が要求する保証金額>

(履行保証)

契約金額の 100%

(支払保証)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ・契約金額 100万ドル未満 | → 契約金額の 50% |
| ・契約金額 100万ドル以上 500万ドル未満 | → 契約金額の 40% |
| ・契約金額 500万ドル以上 | → 250万ドル (一律) |

連邦が工事を発注する際に下請会社及び資材会社への支払を保証するボンドを元請会社に要求するミラー法が制定されてから 62 年が経過した。ここで大きな問題が起きている。インフレによりミラー法が定めている最高額が大きく目減りして、大規模事業においては支払ボンドがほとんど何の役にも立っていない。

35 年間、電気工事会社を経営しているフレッド・レビンソン氏は、この教訓を実体験している。レビンソン氏は、ニューヨーク市に本社のあるレビンソン・アンド・サントロ社(以下「レ」社)のパートナーであり、「レ」社はレビンソン氏の自宅区内での大規模な連邦刑務所建設事業を請負っているモルガンティ・グループ社(以下「モ」社)と 1,200 万ドルの下請契約を締

結した。5月1日、連邦刑務所局は「モ」社との契約を解除し、「モ」社の保証会社であるアメリカン・インターナショナル・グループ社と1億300万ドルの事業の完成についての交渉を始めている。

レビンソン氏は、「モ」社に対し未回収の工事代金が300万ドルあるという。しかし、他に二十数社もの下請会社及び資材会社が当該事業に対して代金の支払いを請求しており、レビンソン氏が全額回収する見込みはほとんどない。レビンソン氏は、「経営が成り立たないほどの額である。我々は仕事をしているが、かろうじて踏み止まっている。」と語った。「モ」社の担当者は、状況についてのコメントを行うつもりはない。

アメリカ下請会社協会（American Subcontractors Association. 以下「ASA」）によると、ミラー法は、契約額が100万ドル未満の場合は契約額の2分の1の支払ボンドを、100万ドルから500万ドルの場合は契約額の40%の支払ボンドを要求するにすぎない。更に、契約額が500万ドルを超える場合は最高額として250万ドルを要求しているだけである。

ASAの政府関係部の部長のブライアン・T・パラッシュ氏は、下請会社も政府と同じ程度の保護をされて当然であると語った。ASAは、ミラー法に関して、出来高払い及びより下位の下請／資材会社への保護の拡大を主張している。

改善の動きはある。キャロライン・マロニ一下院議員（民主党、ニューヨーク州）のスタッフは、マロニ一下院議員は履行ボンドと同額の支払ボンドを要求するように、ミラー法の改正法案を作成中であると語った。マロニ一下院議員は、刑務所事業でのトラブルで、この問題に通じるようになった。

レビンソン氏は、他の下請会社が同じような境遇に置かれるのを避けるために警告を発している。レビンソン氏は、ミラー法が大恐慌の断末魔の最中に制定された当時は、「250万ドル」という額は、誰もが支払ボンドとして必要になると予想していた額を超えるものであった。残念ながら、政府はそれを一度も更新してこなかった。」と語った。

以上